

○国家公安委員会規則
第一号
外務省

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第二項の規定に基づき、
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年一月二十七日

国家公安委員会委員長 松本 純

外務大臣 岸田 文雄

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令の一部を改正する命令

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令（平成二十八年
国家公安委員会規則
第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。